

制 度 の 名 称	教科書等の無償給与
支 援 の 種 類	現物支給
制 度 の 内 容	●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村